第３章　建築基準法取扱い

2. 単体規定編

（1）一般構造

1　主要構造部について（：改正H28.10、改正R7.4）

2　第35条の3に規定する無窓の居室等の主要構造部の取り扱いについて（：改正H28.10）

2-2　「照明装置の設置を通常要する部分」の解釈について（：改正H28.10）

3　集会所の取扱い（：改正R1.6、改正R5.4）

4（地階を除く階数が３の建築物に係る建築基準法施行令第70条の取扱い：削除H21.12）

（2）防火関係（区画，耐火，準耐火，構造，延焼のおそれのある部分，内装等）

5　延焼のおそれのある部分の開口部の防火戸について

6　自動車車庫・駐輪場の延焼のおそれのある部分の開口部の取扱い（：改正H29.2）

7　防火，準防火地域内にある建築物の一部に設けられる開放的な車庫の取扱い（：改正R1.6、改正R5.4、改正R7.4）

8　屋根のない吹抜けに面する開口部の取扱い（：改正H28.10、改正R5.4）

9　屋外階段に接する外壁開口部の取扱い（：改正H28.10、改正R5.4、改正R6.4）

10　給水管，配電管，ガス管等が竪穴区画の床，壁を貫通する場合の取扱い（：改正H30.3、改正R5.4）

11　車庫との区画について（：改正R1.6、改正R5.4）

12　台所等とその他の部分とが一体である室の内装制限と垂れ壁の仕上げについて

12-2　耐火建築物とすることを要しない３階建共同住宅等の取扱いについて（：改正R3.1、改正R5.4）

（3）避難関係（階段，廊下，非常用進入口，非常用照明，排煙等）

13　屋外階段の幅について（：改正H28.10）

14　屋外階段と２方向避難経路について（：改正H21.4、改正R5.4）

15　屋外避難階段の形式について

16　避難上有効なバルコニーについて（：改正H28.10）

17　屋外避難階段と開放廊下との区画について（：改正H24.4、改正R5.4）

18（排煙上有効な範囲について：削除H28.10）

19　天井に段差がある場合の防煙区画と排煙上有効な範囲について

20　H12建告第1436号第４号ニの概要と開口部の取り扱いについて（：改正H28.10、改正R5.4、改正R7.4）

21　H12建告第1436号の適用について（：改正H29.1、改正R7.4）

22　管理用シャッターの採光・換気・排煙について

23（階段室型共同住宅の階段部の非常用の照明装置の設置について：削除H28.10）

24　非常用の進入口の設置規定における路地状敷地の取扱い

25　屋外避難階段からの敷地内通路について（：改正H28.10）

26（木造の共同住宅等における市条例第20条の避難通路の取扱い：削除H28.10）

（4）採光関係

27（採光が必要な児童福祉施設等について：削除H28.10）
28　台所の採光の取扱い（：改正H28.10）
29　居室における２（３）室採光の取扱い（：改正H28.10）
30　三角出窓等の有効採光について（：改訂R3.1）
31　屋根の一部に網入りガラスを設けて採光を算定する場合の取扱い
（：修正H30.3）
32　ガラスブロックの２重使用部分からの採光について
33　屋外廊下と住戸の間に吹抜けを有する共同住宅の有効採光の取扱い

(4)－２　シックハウス対策規定

33-2（シックハウス対策規定の運用について：削除H28.10）

(5) その他

34　倉庫等の出入口と道路の関係について
35　練積み造擁壁基準（：改正R7.4）
36　ＣＢ（土留め含む）基準（：改正H31.4）
37　既存の混構造擁壁改善基準

単	1	問合せ先：建築審査課（711-4577）

主要構造部について

関係条文等	法第２条第１項第５号
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）R7.04（改正）

建築基準法では、建築物の主要部位に対して、倒壊の防止、延焼、火災拡大等の防止等を目的とする防火上の制限を加える場合が多いので、これらの主要部位を一括して「主要構造部」と定義している。したがって、外壁及び主要な間仕切り壁については、防火上の観点から、構造耐力上重要でないものも主要構造部とされている。

法第２条第１項第５号における「構造上」とは、構造耐力、一般構造等構造工学的な観点を意味するものではない。したがって、居室と避難施設たる廊下等との区画、１棟の建築物内の異種用途の区画などを構成する間仕切り壁は、「構造上」重要な間仕切り壁に該当する。

防火上の制限を加える場合においては、建築部の主要構造部の全てについて一律に一定の性能に適合させることを原則としているが、部分的な木材利用などが困難であることを踏まえて令和４年の法改正においては防火上・避難上の支障の有無に応じて主要構造部を区別することとし、制限を加える必要がある部分を「特定主要構造部」と再定義している。

なお、「構造部材」を構造強度上等の観点から規制するうえで、「構造耐力上主要な部分」という定義（令第１条第３号）を用いている。

備　考	逐条解説　建築基準法

単	2	問合せ先：建築審査課（711-4577）

法第 35 条の３に規定する無窓の居室等の主要構造部の取り扱いについて

関係条文等	法第 35 条の３、令第 111 条
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）

法第35条の３に規定する無窓の居室等の主要構造部については、次のとおり取り扱う。

令第111条で定める窓その他の開口部を有しない居室で、その居室を区画する間仕切壁（可動式の間仕切壁は除く）は法第35条の３に規定する主要構造部として取り扱うが、耐火建築物における間仕切壁については、下地及び仕上げが不燃材料で造られていれば耐火構造としなくても支障がないものとする。

また、主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物（イ準耐）については、その居室の廻りの間仕切壁等が準耐火構造で造られていれば、不燃材料で造られたものとして取り扱う。その上に仕上げを行う場合は、仕上げ材を不燃とすること。

備　考	

単	2－2	問合せ先：建築審査課（711-4577）

「照明装置の設置を通常要する部分」の解釈について

関係条文等	令第126条の４、通達825号（昭和47年）
実施年月日	H16.5（作成）H28.10（改正）

病院又は診療所において、照明装置を通常要する部分には、夜間において通常患者の通行又は利用しない管理、研究、検査等の用に供する部分は含まれない。

【　照明装置の設置を通常要しない部分の例　】

臨床検査施設、X線装置室、洗濯室、汚物処理室、病理解剖室、研究室（研究に関する事務室、医局、会議室、講義室、図書室等を除く）管理上必要な事務室（応接室、会議室、外来入退院事務室、宿直室等を除く）動物室、霊安室、外来診察室（午後使用しないものに限る）

備　考	

単	3	問合せ先：建築審査課（711-4577）

集会場の取扱い

関係条文等	昭和53年東住街発第172号、平成14年日本建築行政会議
実施年月日	H10.6（作成）H26.5（改正）H28.10（改正）R1.6（改正）R5.4（改正）

1　集会場の定義　　「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」の取り扱いによる。

2　建築基準法の適用について

法第２条第１項第２号における特殊建築物のうち集会場について、次の各号のいずれかに該当するものは、関係条項について別表（適用一覧表）のとおり取扱うものとする。

（１）集会に利用する建築物で延べ床面積が200㎡以上のもの

（２）地区公民館・地区集会所等（平屋建てに限る）で、一つの集会室の床面積が200㎡以上のもの

（３）一つの集会室の床面積が200㎡以上のもの。ただし、（２）に該当するものを除く。

別表（適用一覧表）　　○：集会場として規定を適用する　　×：集会場扱いしない

条　項	見出し	（1）	（2）	（3）
法第６条	建築物の建築等に関する申請及び確認	○	○	○
法第27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	×	×	○
法第28条	居室の採光及び換気	×	○	○
令第20条の２	換気設備の技術的基準	×	○	○
令第23条	階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法	×	○	○
令第43条	柱の小径	○	○	○
令第121条第１項１号	２以上の直通階段を設ける場合	×	－	○
令第126条の２	排煙設備	×	○	○
令第126条の４	非常用の照明装置	×	○	○
令第128条の４	制限を受けない特殊建築物等	×	○	○
市条例	第８条から第17条まで、第23条、第24条、第31条	×	×	○

備　考	広義の集会場の定義にあてはまるものであっても、全ての建築物に一律に制限を課すことは不合理であるため、規模及び利用形態により、３つに分類しそれぞれに制限を定めた。

単	5	問合せ先：建築審査課（711-4577）

延焼のおそれのある部分の開口部の防火設備について(1/2)

関係条文等	法第２条、令第２条
実施年月日	H10.6（作成）H21.4（改正）H21.12（改正）H28.10（改正）

１．廊下※1

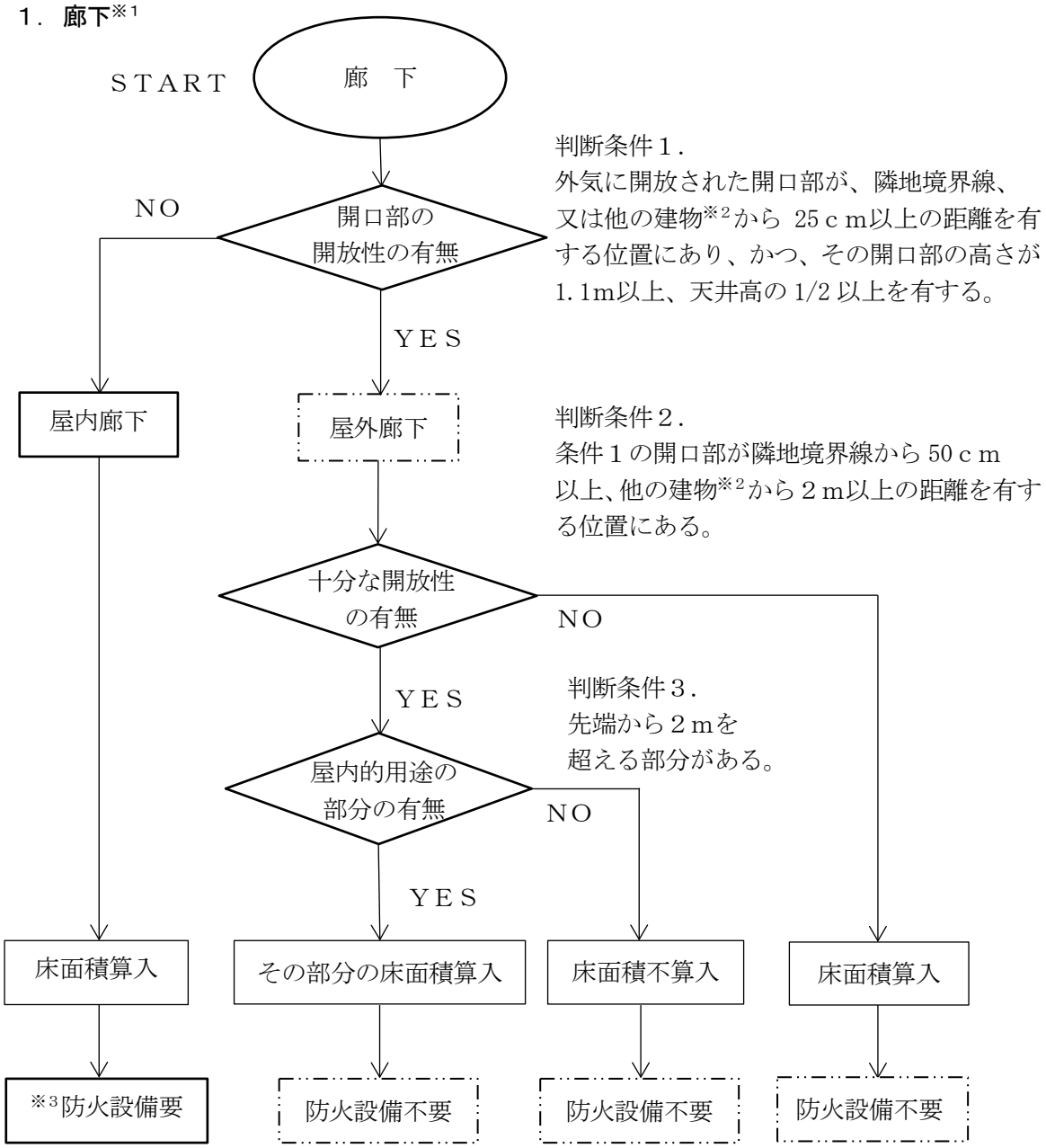

註）　床面積については、「基準総則集団規定の適用事例」を参照のこと。
※１　バルコニーも同様に判断することとする。
※２　同一建物の他の部分を含み、庇、腰壁等も対象とする。
　　ただし、床面積不算入の屋外階段は対象外とする。
※３　ただし、屋外階段又は屋外廊下と連続する屋内廊下部分の奥行きが廊下幅以下であれば、防火設備は不要。

備　考	

単	5	問合せ先：建築審査課（711-4577）

延焼のおそれのある部分の開口部の防火設備について(2/2)

関係条文等	法第２条、令第２条
実施年月日	H10.6（作成）H21.4（改正）H21.12（改正）H28.10（改正）

２.階段

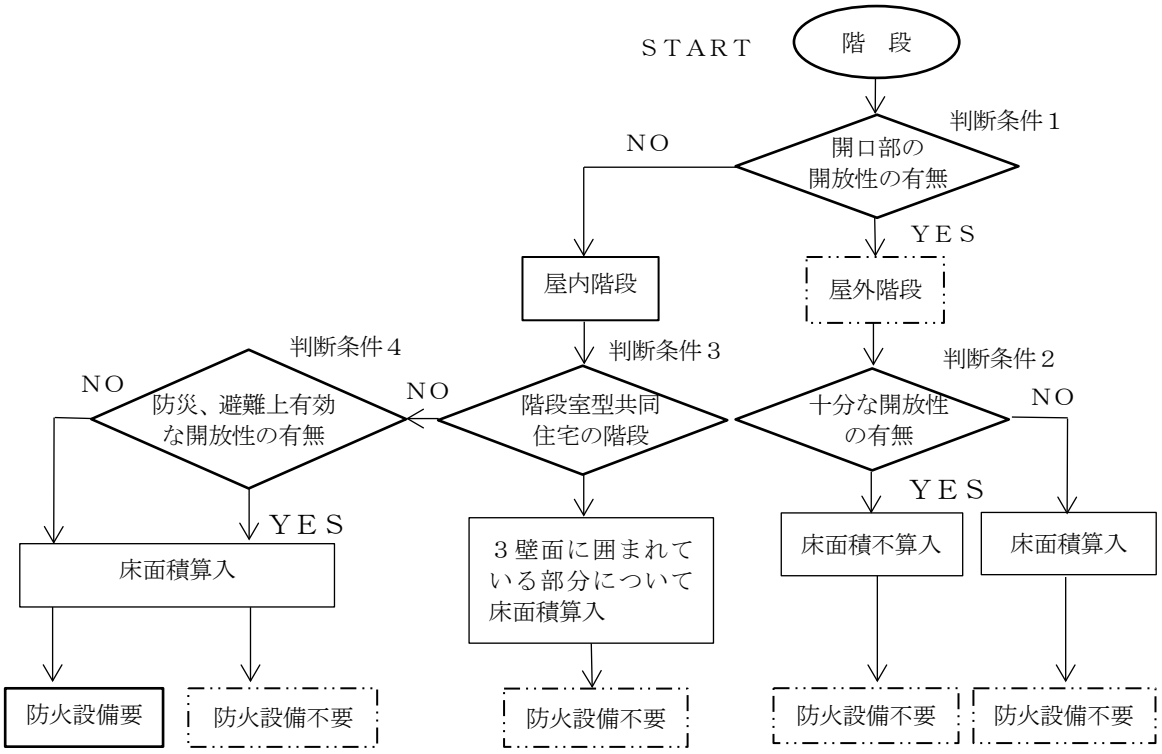

判断条件１．直接外気に開放された開口部が、隣地境界線、又は他の建築物（同一建物の他の部分含み、庇、腰壁等も対象とする）から25ｃｍ以上の距離を有する位置にあり、【※屋外避難階段においては隣地境界線から50ｃｍ以上、他の建築物（同一建築物の他の部分含む）から１ｍ以上の距離を有する位置にあり】、かつ、その開口部が下記の条件を満たしている。

ａ．開口部の幅が当該階段室の周長の1/2以上である。

ｂ．高さが1.1m以上、かつ、天井高さの1/2以上である。

判断条件２．判断条件１、ａ、ｂの開口部が隣地境界線等から50ｃｍ以上、他の建物（同一建物の部分を含む）から２ｍ以上の距離を有する位置にある。

判断条件３．踊り場部分以上が外壁面から突出して開放されており、その開口部の全面が、高さ1.1m以上、かつ、天井高さの1/2以上であり、隣地境界線等から50ｃｍ以上、他の建物（同一建物の部分を含む）から２ｍの距離を有する位置にある。

判断条件４．直接外気に開放された開口部が、隣地境界線等から50ｃｍ以上、他の建物（同一建物の部分を含む）から２ｍ以上の距離を有する位置にあり、かつその開口部が下記の条件を満たしている。

ａ．幅が当該階段室の片側壁面（長手方向）全面にある。

ｂ．高さが、1.1m以上、かつ、天井高さの1/2以上である。

註）床面積については、「基準総則集団規定の適用事例」を参照のこと。

備　考	

単	6	問合せ先：建築審査課（711-4577）

自動車車庫・駐輪場の延焼のおそれのある部分の開口部の取扱い

関係条文等	法第２条第６号、昭和 48 年住指発第 110 号
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）H29.2（改正）

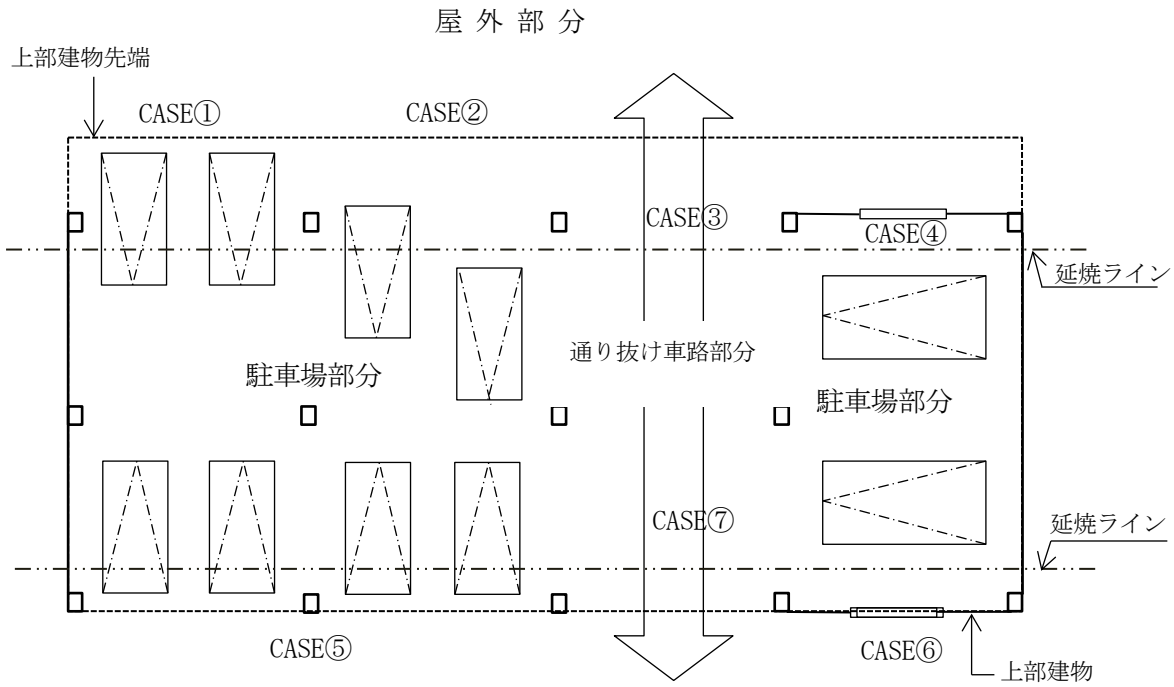

１階の延焼処理上、屋内とする部分（用途があり床面積に算入される部分）が、すべて延焼のおそれのある部分となる場合では、車路部分を除く開口部に防火設備が必要となる。

従って、ＣＡＳＥ①、②、④、⑤、⑥は、防火設備が必要で、ＣＡＳＥ③、⑦については、車路（車両の通行のみに使用され、その部分に車両が停留しないもの）であるため防火設備は不要とする。

なお、防火設備（防火塀による場合）の設置については下図による。（「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）の取扱いにはよらない。）

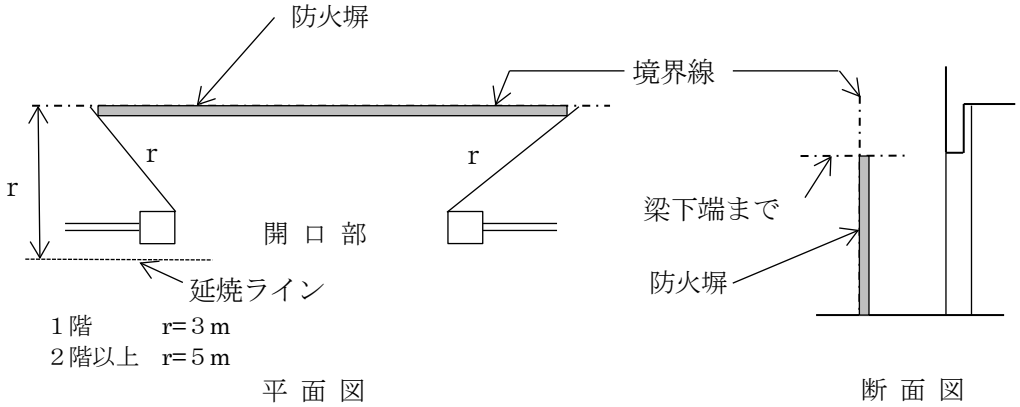

備考	

単	7	問合せ先：建築審査課（711-4577）

防火、準防火地域内にある建築物の一部に設けられる開放的な車庫の取り扱い
※準防火地域内の木造３階建て（告示 194 号第 4）及び戸建て住宅でのガレージ等

関係条文等	法第 61 条、令第 136 条の２、昭和 36 年 1 月 14 日住指発第２号 昭和 48 年住指発第 110 号
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）R1.6（改正）R3.1(改正)R5.4（改正）R7.4（改正）

法第61条の規定により、防火、準防火地域内にある建築物の一部に設けられる開放的な車庫は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の防火設備が必要であるが、その１階の全部、又は、一部に設けられた開放的な車庫のうち以下の要件を満たすものについては、開放車庫部分を外部空間として取扱い、防火戸その他の設備が必要な外壁の開口部とはみなさない。

１．令136条の２第二号ロ、第三号及び第四号を適用する建築物の一部であること。
（耐火建築物及び準耐火建築物は適用できない）

２．開放車庫の床面積が30㎡以下であること。

３．外気に有効に開放されている部分が車庫部分の周長の1/2以上であること。
なお、外気に有効に開放されている部分とは、床面から天井（又は梁下）まで開放された開口が隣地境界線又は同一敷地内の他の建物から50ｃｍ以上離れている部分をいう。

４．開放車庫部分の天井、壁の仕様は、外壁と同等以上とする。

備　考	

単	8	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋根のない吹抜けに面する開口部の取扱い（1/2）

関係条文等	令第112条第11項　(参考)建築火災安全工学入門
実施年月日	H16.5（作成）H28.10（改正）R5.4（改正）

（1）ロの字型吹抜けについての令第112条第11項の適用は、以下の取り扱いとする。

下記図のWには、屋根、庇、開放廊下、バルコニー等は含まないこと。

短辺方向と高さの比	吹抜けに面する開口部	吹抜けに面する換気孔
$2.5 \leqq \frac{H}{W} < 5$ 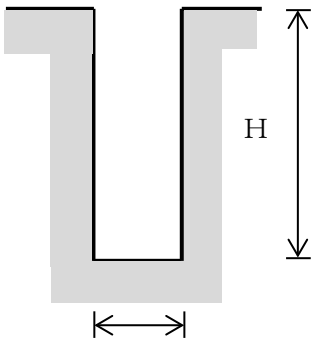 	防火設備以上 （閉鎖機能は問わない）	燃焼関係は設置不可 便所・浴室等は設置可 （ベントキャップ程度）
$\frac{H}{W} \geqq 5$ 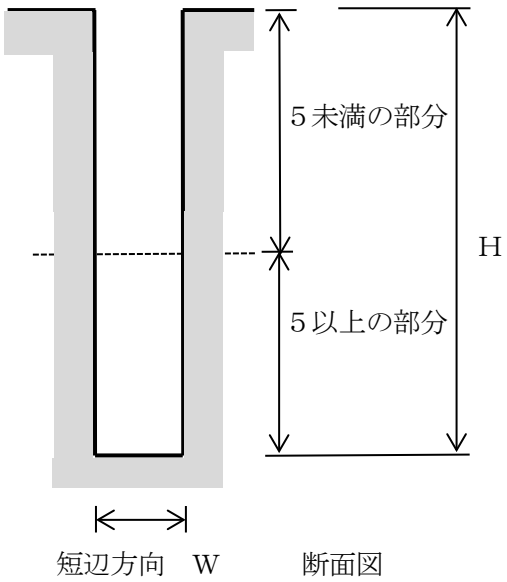 	５未満の部分 防火設備以上 （常閉機能が無い開口部の開口面積は 0.2 ㎡程度以下とする。）	同上
	５以上の部分 防火設備以上 （常時閉鎖機能要。）	燃焼関係は設置不可 便所・浴室等は設置可 （ＦＤが必要）

備　考	

単	8	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋根のない吹抜けに面する開口部の取扱い（2/2）

関係条文等	令第112条第11項　(参考)建築火災安全工学入門
実施年月日	H16.5（作成）H28.10（改正）R5.4（改正）R5.4（改正）

（２）コの字型吹抜けで建物間の有効離れが２m以下で、奥行きが１mを超えるものはロの字型吹抜けと同じ取り扱いとする。

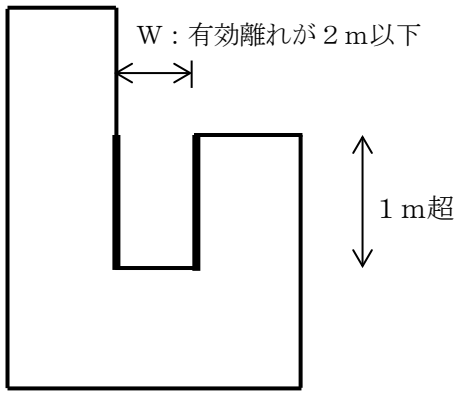

平面図

備　考	

単	9	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外階段に接する外壁開口部の取扱い

関係条文等	法第36条、令第112条第11項
実施年月日	H10.6（作成）H21.12（改正）H28.10（改正）R5.4（改正）

令第112条第11項に規定する建築物に該当するものにあっては、屋外階段についても竪穴区画を必要とする。

下図のような屋外直階段の場合、区画が必要な範囲は、当該屋外直階段の踏面からそれぞれ上方、下方２ｍ以内の範囲とし、屋内からの出入口及び外壁の開口部は常時閉鎖式防火設備とする。なお、２ｍの距離の測定方法は下図による。

又、折り返し階段についても同様の考え方とする。

また、屋外避難階段の場合は、「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）によるものとする。

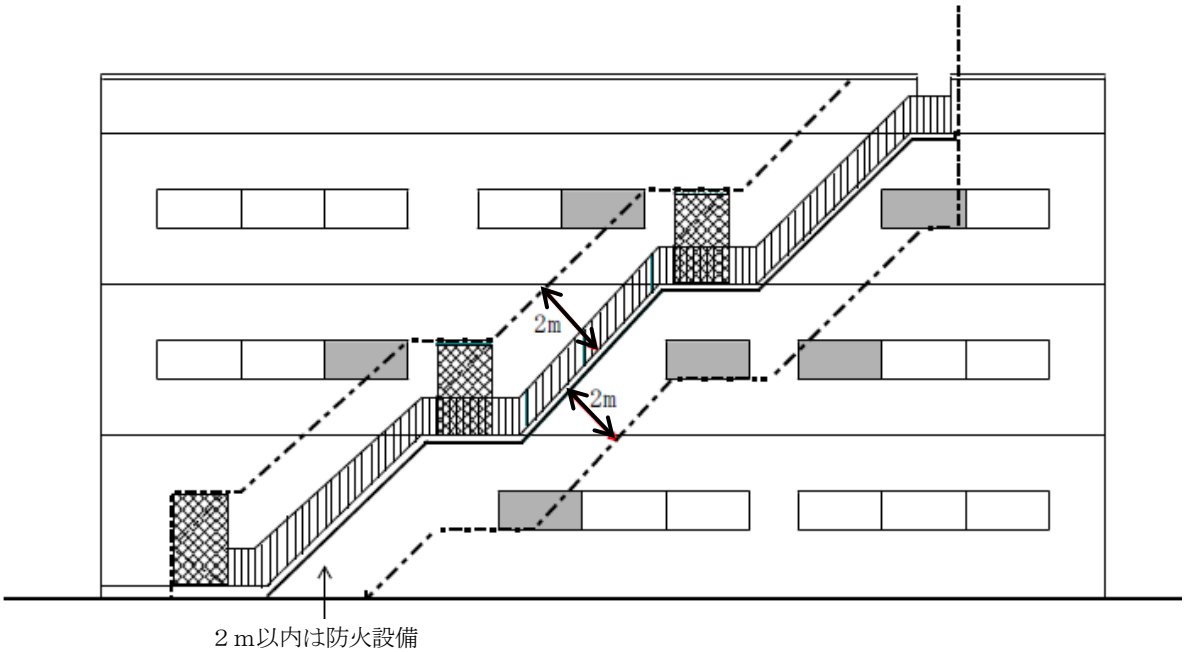

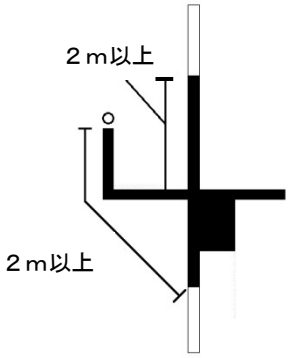

備　考	

単	10	問合せ先：建築審査課（711-4577）

給水管、配電管、ガス管等が竪穴区画の床、壁を貫通する場合の取扱い

関係条文等	法第35条、法第36条、令第112条、令第123条、令第129条の２の４
実施年月日	H10.6（作成） H16.8（改正） H29.12(改正)R5.4（改正）

階段内に給水管、配電管、ガス管その他の管を設置する場合は、ＰＳ内の設置を原則とする。

ＰＳが耐火構造の床、壁で区画されていれば、ＰＳの扉は防火戸とせず、不燃戸とすることができ、屋外避難階段においても設置できる。

なお、屋内避難階段及び特別避難階段においては、「その階段に通ずる出入口」には該当しないため、設置できない。

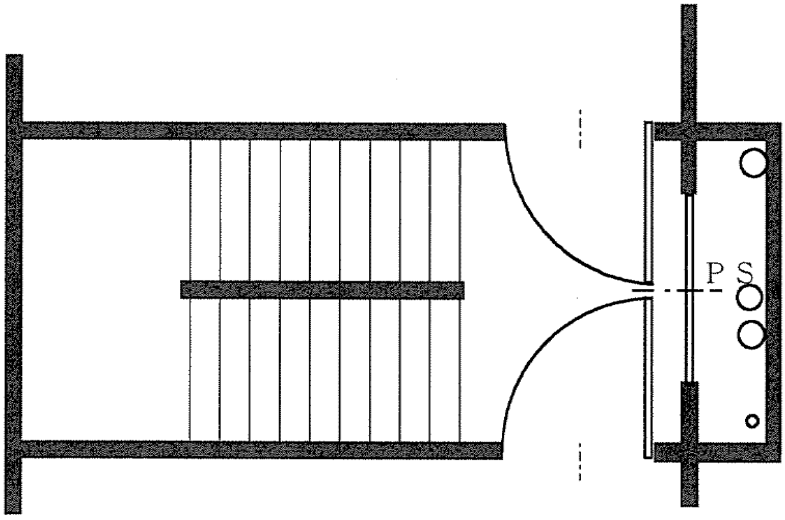

ＰＳの扉は不燃とする。
スリットは設置可

備　考	建築物の防火避難規定の解説（質問と回答）

単	11	問合せ先：建築審査課（711-4577）

車庫との区画について

関係条文等	法第36条、令第112条第18項
実施年月日	H10.6（作成）H19.10（改正）R1.6（改正）R5.4（改正）

令第112条第18項の規定による異種用途区画において、車庫と屋外階段とは区画しなければならない。

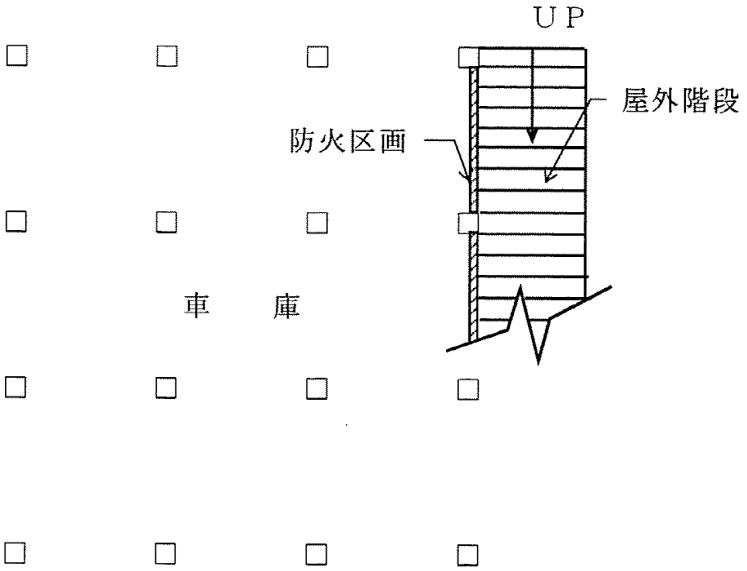

平　面　図

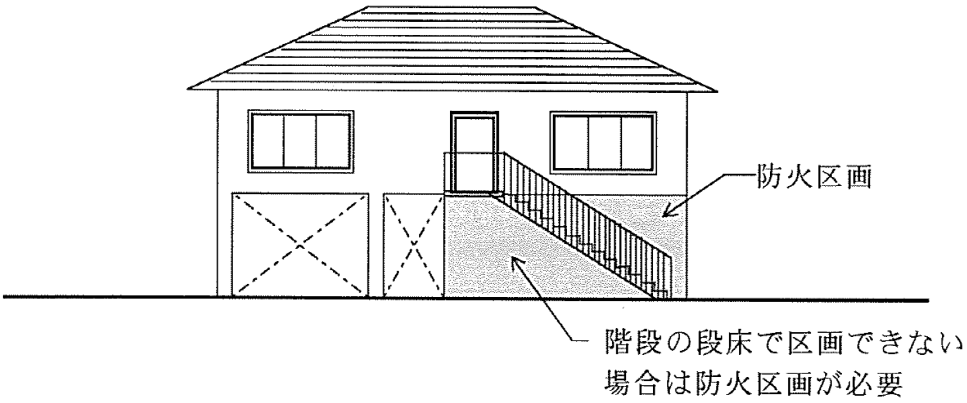

立面図

備　考	

単	12	問合せ先：建築審査課（711-4577）

台所等とその他の部分とが一体である室の内装制限と垂れ壁の仕上げについて

関係条文等	令第128条の４
実施年月日	H10.6（作成）H24.4（改正）

台所等とその他の部分（食堂、居間等）とが一体となった室で、台所とその他の部分との間に不燃材料で仕上げられた垂れ壁（H＝500以上）を設けた場合については、その他の部分を内装制限の対象外とする。

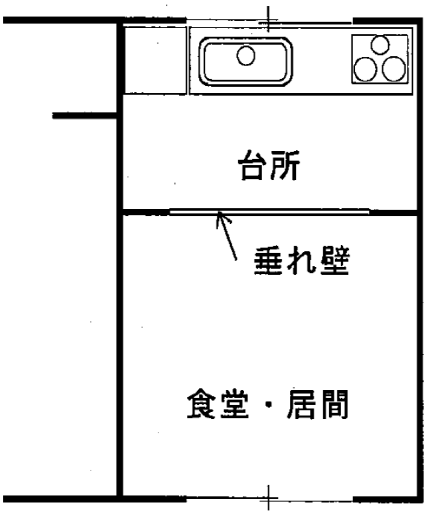

備　考	

単	12-２	問合せ先：建築審査課（711-4577）

耐火建築物とすることを要しない３階建共同住宅等の取扱いについて

関係条文等	法第 27 条第１項、令第 110 条第１号、告示第 255 号（H27.2.23）
実施年月日	H28.10（作成） R1.10（改正） R3.1(改正)R5.4（改正）

木造３階建共同住宅等については、防火地域以外の区域で、防火上及び避難上の一定の技術的基準（告示第 255 号　H27.2.23）に適合する準耐火構造とすることで建築できるが、告示に示されている「避難上有効なバルコニー」、「廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたもの」、告示第 255 号第１第１項第３号ロに示されている「ひさし」とは以下の基準に適合するものとする。

①避難上有効なバルコニーは、本手引き単-16 によるものとし、下宿の各宿泊室，共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室(以下、「各宿泊室等」という。)からそれぞれに２方向の避難経路を確保するため､以下の②､③の階段又は廊下がある外壁面以外の外壁面に設置すること。
②廊下で直接外気に開放されたものとは、吹きさらしの廊下(本手引き総-12 参照)とする。
③階段で直接外気に開放されたものとは、本手引き単-５の屋外階段とするか、又は、階段の各階の中間部分に設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部が次の基準に適合するもの。
　ｉ）開口面積が２㎡以上あること。
　ⅱ）開口部の上端が、当該階段の部分の天井の高さにあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 平方センチメートル以上の直接外気に開放された排煙上有効な換気口ある場合は、この限りではない。
④「ひさし」は、外壁面から 40 ㎝以上突出し、幅は直下の開口部の幅を覆うものとする。

各階の各宿泊室等が２以下の階段室型共同住宅等の場合

①のバルコニーは、上記の②、③の階段又は廊下から有効 90ｃｍ以上離すことで同一外壁面に設置することができる。

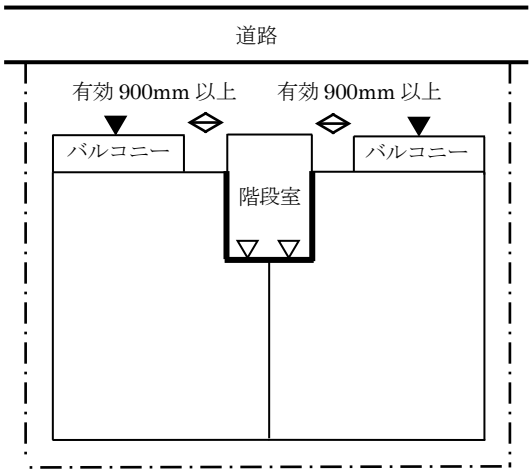

▽：通常の出入り口
▼：通常の出入り口以外の側にある開口部

備　考	平成６年発行「準耐火建築物の防火設計指針」を参照とするが、H27 国交告第 255 号で基準が一部緩和されている。

単	13	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外階段の幅について

関係条文等	令第23条
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）

令第23条第１項ただし書きにより、「屋外階段の幅は、第120条又は第121条の規定による直通階段にあっては90ｃｍ以上、・・・」と規定されているが、ただし書き以降は緩和規定であるため、幅が75ｃｍ以上とされている建築物（令23条１項表四）の屋外階段の幅は75ｃｍ以上とすることができるものとする。

ただし、屋外避難階段の場合は90ｃｍ以上とすること。

また、階段に設ける手摺幅のうち、片側につき10ｃｍ（両側に設ける場合はそれぞれ10ｃｍ）までは手摺がないものとして、階段の幅を算定することができる。

備　考	

単	14	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外階段と２方向避難経路について

関係条文等	令第112条、令第121条
実施年月日	H10.6（作成）H21.4（改正）R5.4（改正）

令第121条の規定により２以上の直通階段が必要となる場合、１の階段を経由しなければ他の階段に到達できない避難経路は認められない。

ただし、開放廊下の端部に屋外階段が設けられた場合などで、避難上支障がない場合についてはこの限りでない。この場合、階段に面する部分は当然令第112条第11項により区画が必要である。

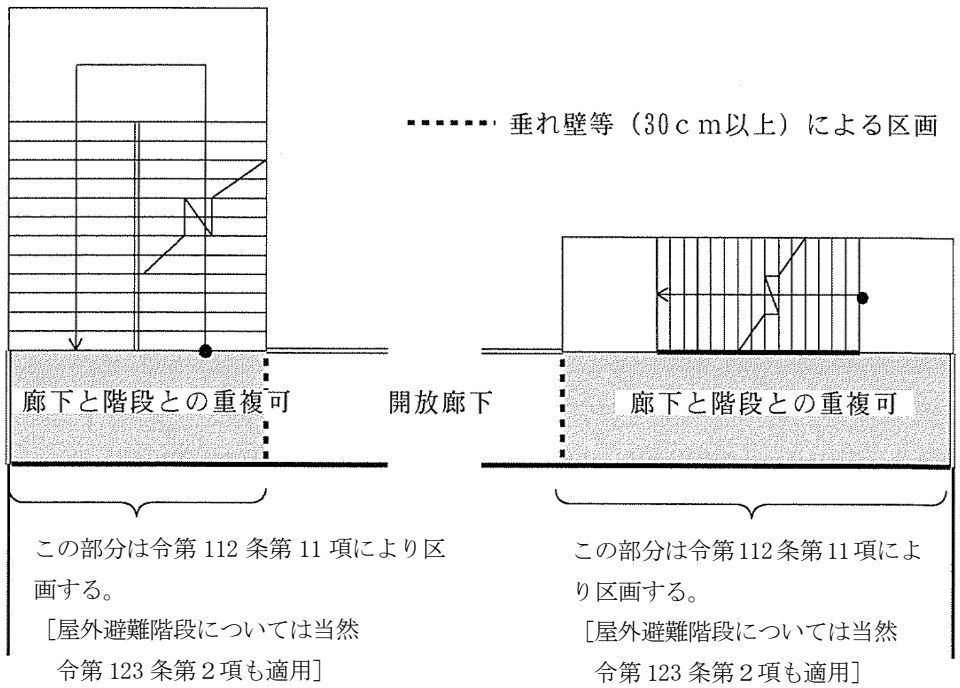

備考	

単	15	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外避難階段の形式ついて

関係条文等	令第120条、令第123条
実施年月日	H10.6（作成）

屋外避難階段はらせん階段形式とはしてはならない。
ただし、２以上の避難階段がある場合、その内の１つについてはこの限りではない。

備　考	

単	16	問合せ先：建築審査課（711-4577）

避難上有効なバルコニーについて

関係条文等	令第121条第１項第６号イ
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改訂）

避難上有効なバルコニーの構造は、「建築物の防火避難規定の解説」（ぎょうせい）に示されているとおりである。安全に避難できる設備とは、容易に取り外しできない固定タラップ、床埋設式避難ハッチをいい、一層ごとに避難できるものとし、二層以上にわたるものは認めない。

ただし、連続的な避難ができる床埋設式避難ハッチについては、消防設備認定品であれば二層まで認める。

また、緩降器等については、連続的な避難ができないので、これを認めない。

備　考	

単	17	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外避難階段と開放廊下との区画について

関係条文等	令第 123 条第２項、通達 259（昭和 44 年）
実施年月日	H10.6（作成）H24.4（改正）R5.4（改正）

令第123条第２項に規定する屋外避難階段と直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分との区画は必要ないが（令第112条第11項）、通達により階段部分に煙が流入しない構造とする必要があるので垂れ壁等で区画すること。

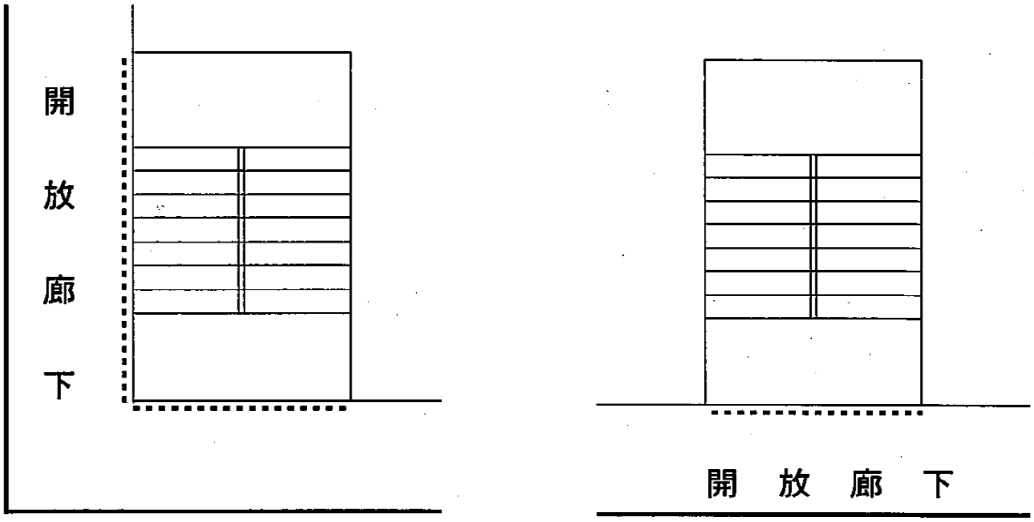

----- 廊下の天井部分から30ｃｍ以上下方に突きだした排煙上有効な垂れ壁その他これと同等以上の煙を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り又は覆われたもので区画する。

備　考	

単	19	問合せ先：建築審査課（711-4577）

天井に段差がある場合の防煙区画と排煙上有効な範囲について

関係条文等	令第126条の３
実施年月日	H10.6（作成）

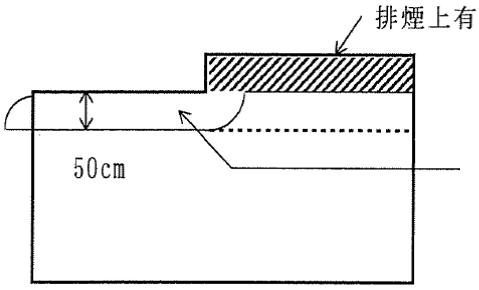

防煙垂れ壁としては有効であるが、この範囲内に開口を設けても排煙上有効とはならない。
ただし、設置する排煙口の下端まで防煙垂れ壁（-----部分）部分を設けた場合は有効となる。

断　面　図

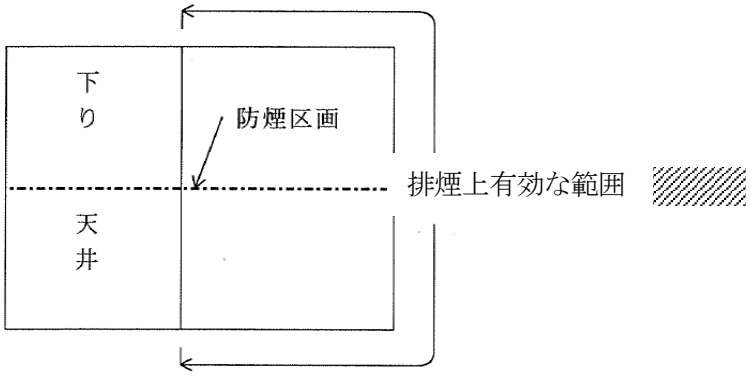

天井見上げ図

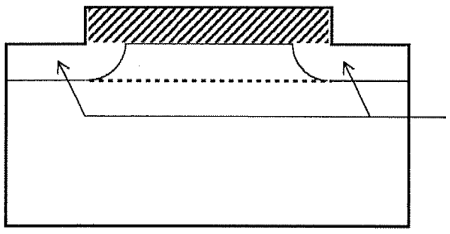

防煙垂れ壁としては有効であるが、この範囲内に開口を設けても排煙上有効とはならない。

ただし、設置する排煙口の下端まで防煙垂れ壁（-----部分）を設けた場合は有効となる。

断　面　図

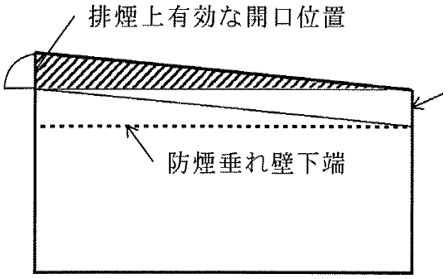

同様に
この部分に設置する開口部を排煙上有効にするためには開口部の下端まで防煙垂れ壁(-----部分)を設置すること。

断　面　図

備　考	

単	20	問合せ先：建築審査課（711-4577）

H12 建告第 1436 号第４号への概要と開口部の取扱いについて

関係条文等	法第 35 条、令第 126 条の２、建設省告示第 1436 号（平成 12 年）
実施年月日	H10.6（作成）H16.8（改正）H28.10（改正）R5.4（改正）R7.4（改正）

H12建告第1436号第４号への規定については、室又は居室の仕上げ等を内装制限することによって、室内における火災拡大を抑えると共に、他の部分へ煙を伝播させないことをもって、排煙設備の設置を緩和するものである。

告示第1436号第４号への取り扱いは以下のとおりとする。

告示 ＼ 建築物の各部位	告示第 1436 号第４号へ			
	（一）（室）	（二）（室）	（四）（居室）	（五）（居室）
床面積	－	100 ㎡以下	－	100 ㎡以下
内装制限	準不燃の仕上げ	－	準不燃の仕上げ	不燃仕上げ（下地共）
屋内に面する開口部	防火設備又は戸 ※１	－	防火設備 ※２	戸又は扉 ※３
区画	－	防煙間仕切り	100 ㎡以内毎に準耐火構造	防煙間仕切り

※１　①居室、避難経路に面する開口部は、法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で令第112条第19項第１号に規定する構造のもの。

上記①以外の部分の開口部は、戸又は扉を設けること。

※２　法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で令第112条第19項第１号に規定する構造のもの。

※３　告示では出入口の戸について規定していないが、当該居室とその他の部分は戸又は扉を設け、明確に区画すること。常時閉鎖とすることが望ましい。

ただし、カウンター等を設けた病院等の受付と待合、飲食店等の厨房と客席など、通常戸を要しない居室についてはこの限りではない。

また、隣室が告示第1436号第４号へ（二）を適用した室で、小規模な倉庫、浴室、便所等である場合は、戸又は扉の設置を要しない。

参考１　同告示第４号へ（五）の「その下地」については、仕上げ材として使うボード類のみではなく、壁ではそのボード類をとりつける間柱や胴縁まで、天井ではつり木や野縁までを含めた部分を下地とする。

参考２　垂れ壁が告示対象居室及び反対側の天井から50ｃｍ以上ない場合は、建築設備設計・施工上の運用指針「4-23 防煙区画に設ける出入口について」の取り扱いとする。

注）　自然排煙設備を設けた（又はH12建告第1436号第４号への適用された）室等の隣室が、機械排煙設備を設けている場合の取り扱いについては、建築設備設計・施工上の運用指針「4-28自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」を参照のこと。

備　考	建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版（参考文献）

単	21	問合せ先：建築審査課（711-4577）

H12 建告第 1436 号の適用について

関係条文等	法第 35 条、令第 126 条の２、建設省告示第 1436 号（平成 12 年）
実施年月日	H10.6（作成）H12.5（改正）H28.10（改正）H29.1（改正）R7.4（改正）

１．告示第1436号第２号の適用について
・告示第1436号第２号は、排煙区画のみの免除規定であり、令第126条の３のうち第１号及び第９号以外の規定は適用される。

２．告示第1436号第３号の適用について
・告示第1436号第３号は、排煙口の壁における位置の緩和規定であり、それ以外は、令第126条の３規定が適用される。

３．告示第1436号第４号ホの適用について
・告示第1436号第４号ホを適用する場合、移動式の粉末消火設備は不可とする。

４．告示第1436号第４号へ（一）及び（二）の適用について
・避難安全検証法の適用対象建築物についてのみ、廊下も室として告示第1436号第４号へ（一）及び（二）を適用することができる。
・ただし、床面積が 100 ㎡超の廊下を、100 ㎡以内ごとに防煙たれ壁で区画しても、室としては 100 ㎡超であるため、告示第 1436 号第４号へ（二）を適用することはできない。

５．告示第1436号第２号及び同告示第３号の適用について
・告示第1436号第２号の規定と同告示第３号による規定については、同時に適用することができる。

備　考	

単	22	問合せ先：建築審査課（711-4577）

管理用シャッターの採光・換気・排煙について

関係条文等	法第28条、法第35条、令第126条の２
実施年月日	H10.6（作成）

通常シャッターを開放し使用する用途の室の採光・換気及び令第116条の２第１項第２号（無窓の居室）の算定については、原則としてシャッターを開放した状態で検討することができるものとする。

ただし、排煙設備（令第126条の２の規定により設置する排煙設備）としては、内側に建具等がある場合にはシャッターを閉鎖した状態でも排煙できるようにすること。

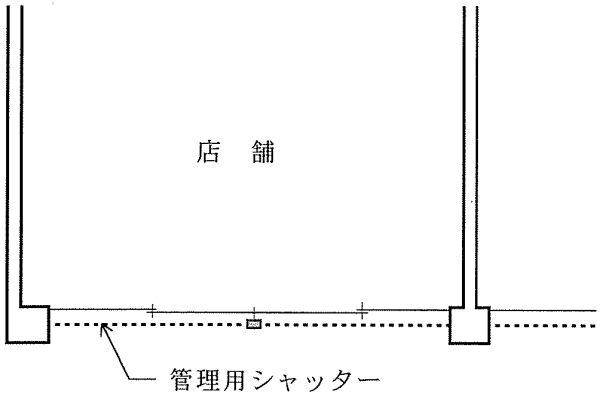

平 面 図

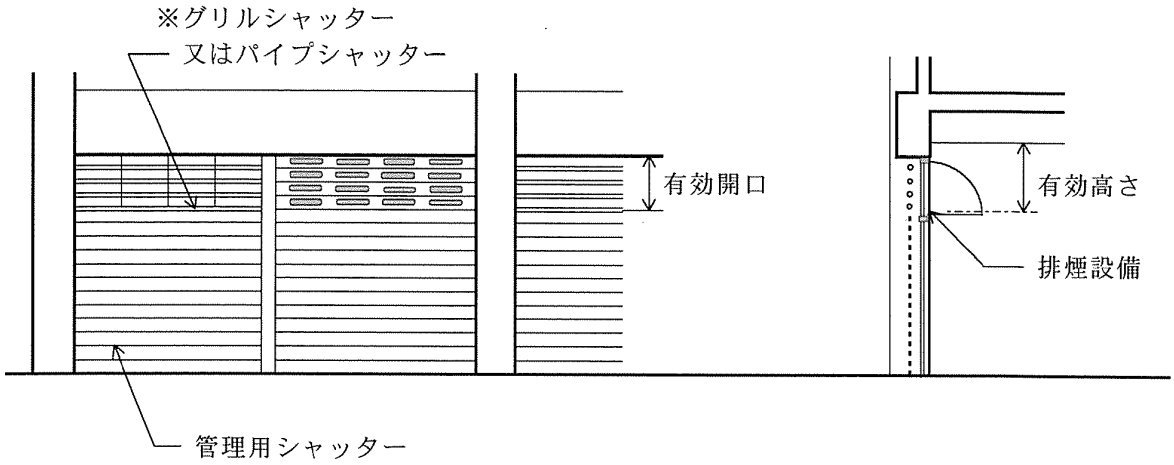

立 面 図　　断 面 図

※グリルシャッター等は有効開口面積にて検討すること。

備　考	

単	24	問合せ先：建築審査課（711-4577）

非常用の進入口の設置規定における路地状敷地の取扱い

関係条文等	令第126条６、７
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）

１．路地状敷地に建築される建築物について、下記基準に適合する場合においては、令第126条の６及び126条の７に規定する非常用の進入口等が「道又は道に通ずる幅員４ｍ以上の通路その他の空地に面する」ものとして取扱う。

（１）道から非常用の進入口等までの延長が20m以下であること。
（２）路地状部分の幅員が２ｍ以上４ｍ未満であること。
（３）地階を除く階数が３であること。
（４）特殊建築物の用途に供するものでないこと。
（５）非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。

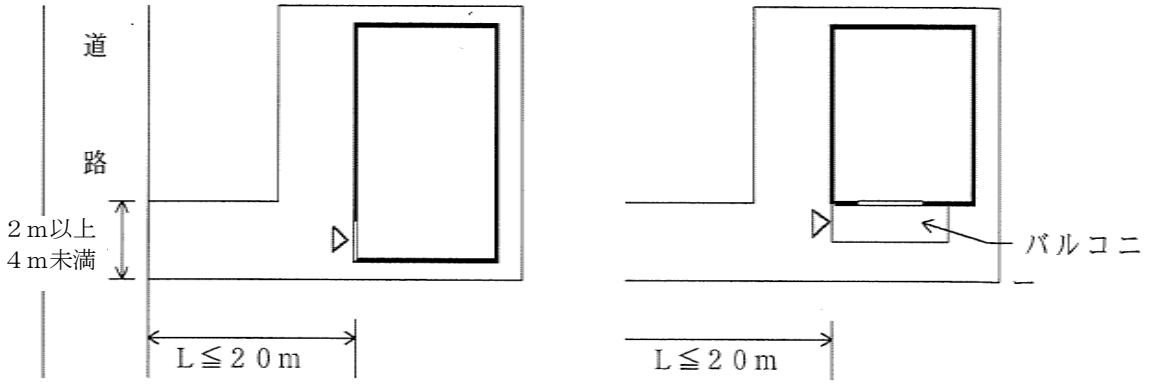

備　考	建築物の防火避難規定の解説（参考文献）

単	25	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外避難階段からの敷地内通路について

関係条文等	令第128条
実施年月日	H10.6（作成）H21.7（改正）H28.10（改正）

屋外避難階段からの避難用通路が、敷地の形状により屋内にしか確保できない場合には、次の条件をすべて満たしている場合に限り、避難用通路として取扱うものとする。

1．屋外避難階段専用の通路として有効幅1.5m確保する。
2．通路部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）とその他の部分は、耐火構造で区画すること。
3．区画部分に開口部を設ける場合は、煙感知器連動又は常時閉鎖式の特定防火設備とする。
また、エレベーターの扉についても同様の区画とすること。
4．通路部分の内装は、壁及び天井について、下地、仕上げ共不燃材料で仕上げる。
5．通路部分には非常用の照明装置を設置する。
6．排煙設備（告示1436号適用不可）を設けること。

備考	

単	26	問合せ先：建築審査課（711-4577）

木造の共同住宅等における市条例第20条の避難通路の取扱い

関係条文等	福岡市建築基準法施行条例20条
実施年月日	H19.10（改正）

市条例第20条の適用にあたって、下図のような共同住宅の１階住戸の出入口前通路は廊下として取扱い、主要な出入口は、その廊下の出入口部とする。

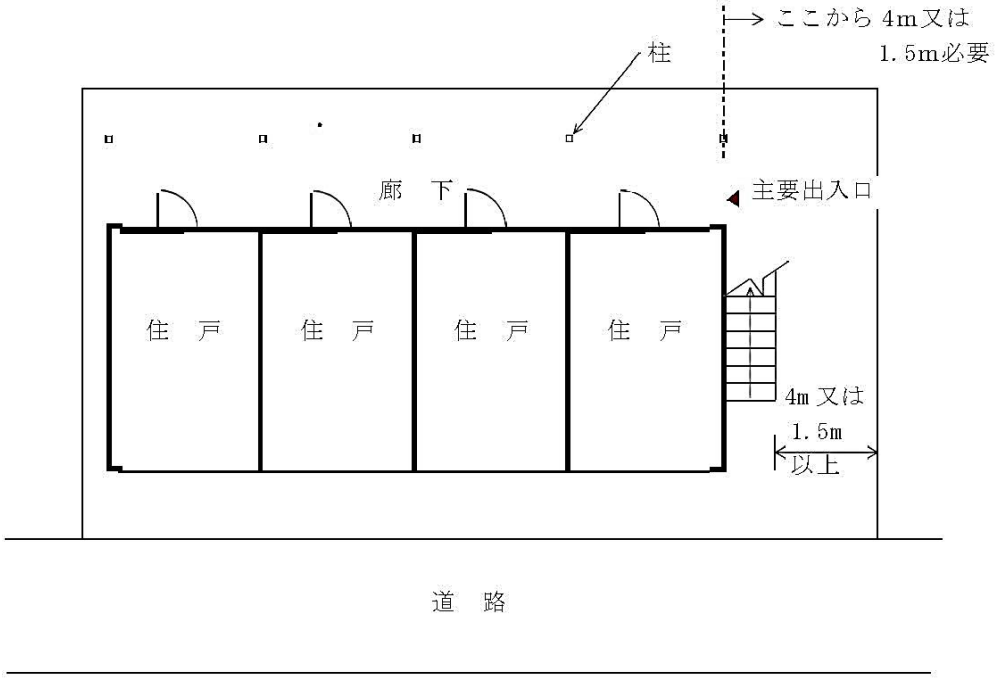

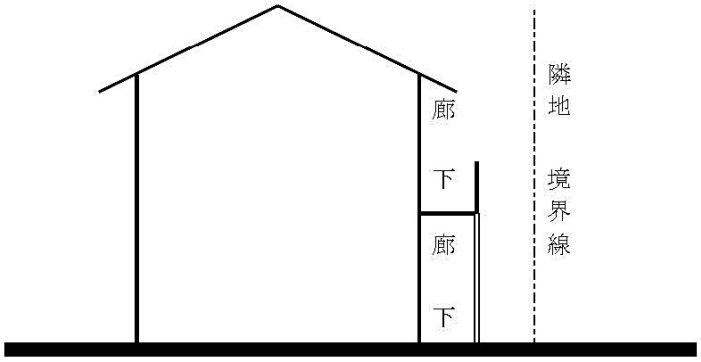

備　考	

単	28	問合せ先：建築審査課（711-4577）

台所の採光の取扱い

関係条文等	法第28条第４項、法第２条第１項第四号
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）

１．住宅の台所において、次の各項目に該当するものは採光規定を適用しない。

（１）調理のみに使用し、食事等の用に供しないもの。

（２）床面積が7.5㎡以下であって、かつ、他の部分と間仕切り等で明確に区分けされていること。

２．対面キッチン形式等の台所の取扱い

対面式キッチン形式等の台所（台所部分の床面積が、上記１以外で採光が必要なもの。）で、台所と食堂部分において３㎡以上の開口部が確保されている場合は、台所と食堂部分を１つの部屋として取扱い、他の室との２室採光を可とする。

ただし、排煙・換気の規定はこの限りではない。

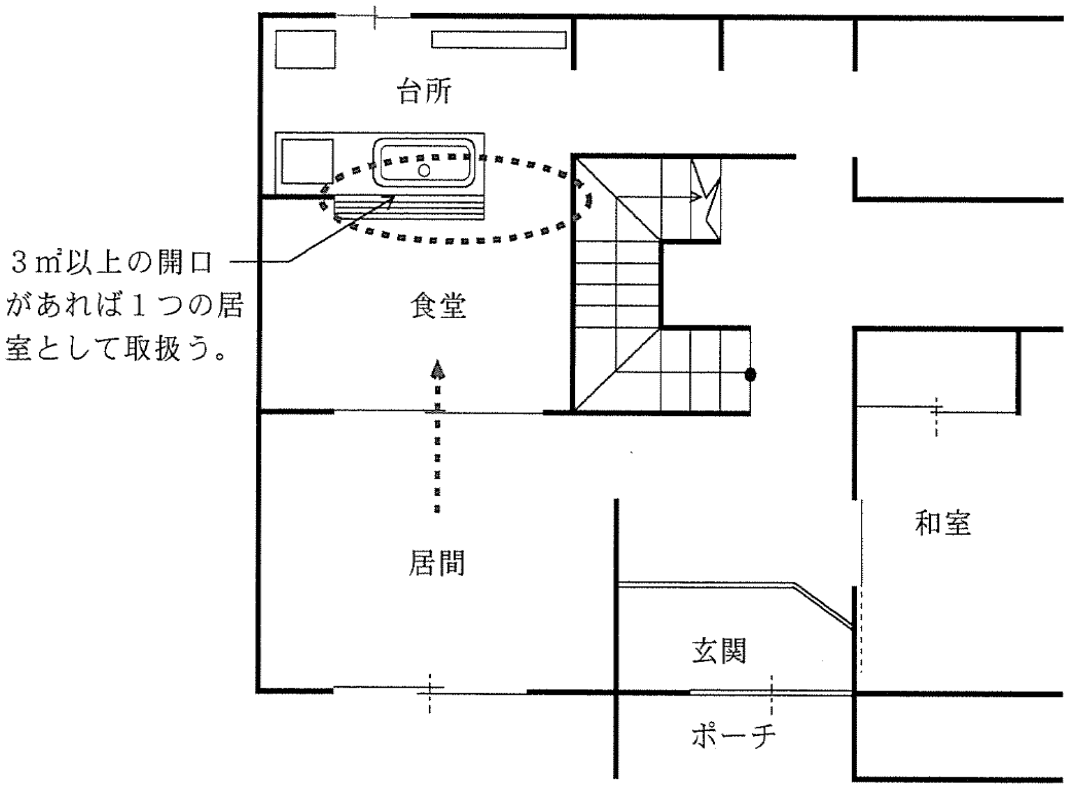

備考	関連文書：Ｈ７通達第153号

単	29	問合せ先：建築審査課（711-4577）

居室における２（３）室採光・換気の取扱い

関係条文等	法第28条、令第20条
実施年月日	H10.6（作成）H28.10（改正）

１）法第28条第４項により、２室を１室として計算する場合の取扱いについては下記による。

以下、採光の事例を示すが、換気も同様の考え方で２室を１室として扱える。

Ⓐ・Ⓑは採光に有効な窓面積、A・B・Cは居室の床面積とする。

２室（３室）間の開口部の建具は、取り外しが可能なもの。

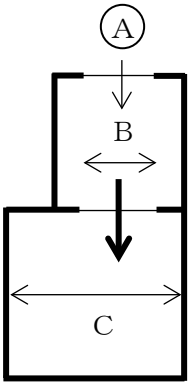

α：令第19条第３項の表の数値の逆数

・（Ⓐ×α≧（B＋C）で可

・ＢＣ間の建具幅は、Ｃの居室の間口幅の１/２程度

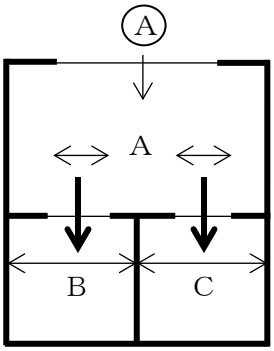

・（Ⓐ×α≧（A＋B＋C）で可

・ＡＢ・ＡＣ間の建具幅は、Ｂ及びＣ各々の居室の間口幅の各々1/2程度

２）下図の例の場合は、仮想の２室とみなし、法第28条第４項を適用する

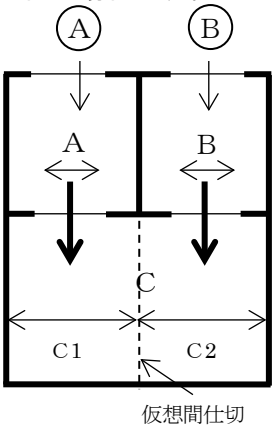

・（Ⓐ＋Ⓑ）×α≧（A＋B＋C）で可

・ＡＣ1・ＢＣ2間の建具幅は、Ａ及びＢ各々の居室の間口幅の各々1/2程度

・ただし、Ⓐ×α≧A、Ⓑ×α≧Bとする。

備考	

単	30	問合せ先：建築審査課（711-4577）

三角出窓等の有効採光について

関係条文等	令第20条
実施年月日	H10.6（作成）　R1.10（改訂）R3.01（改訂）

出窓の場合、形状の如何に関わらず、採光補正係数を算定する採光関係比率の水平距離はｄ１、ｄ２、ｄ３でなくＤ又は、隣地境界線からの最短の距離で算定する。また、窓の幅は出窓の幅Wを超えないものとする。

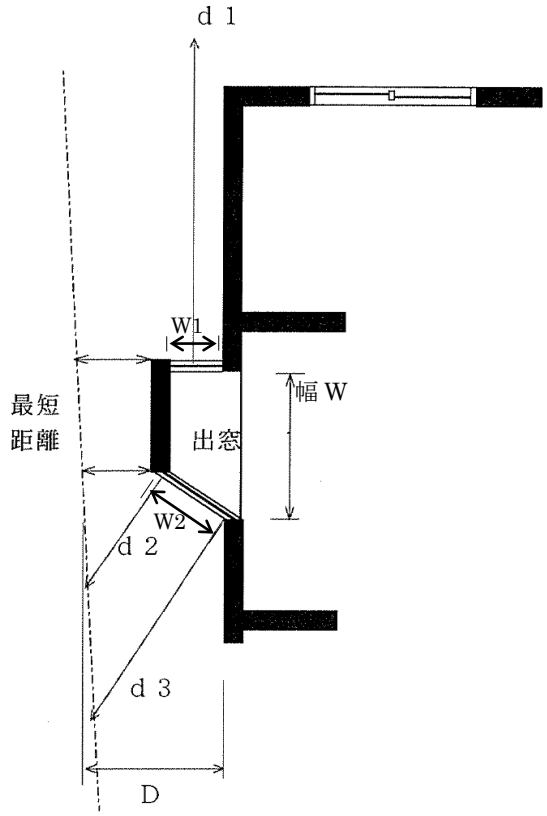

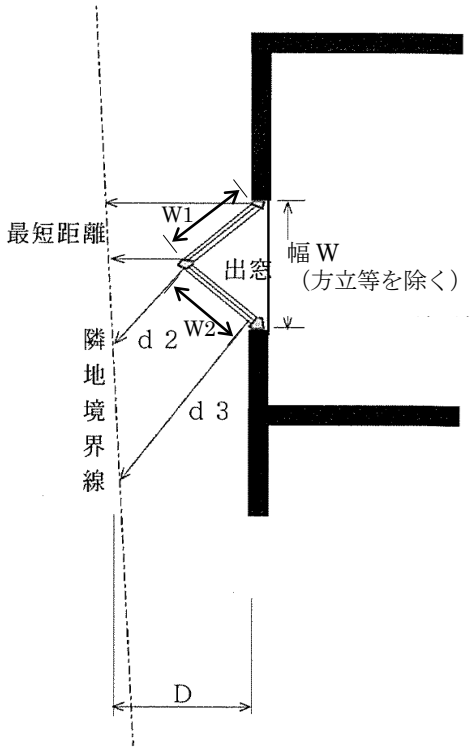

※W1+W2>W の場合、W を上限とする。

備　考	

単	31	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋根の一部に網入ガラスを設けて採光を算定する場合の取扱い

関係条文等	令第20条
実施年月日	H10.6（作成）

屋根の一部に網入ガラス等を設けて採光関係比率の算定を行う場合は、隣地境界線等までの水平距離Ｄ１は、Ｄ－ｗとし、また先端の小梁等の高さｈは、ｗの2.5倍以内とする。

また、図中Ｈ２のような手摺下を高さの起点とする場合の手すりは格子状とし、屋根面、手すり面共に網入ガラス等を使用することは不可とする。

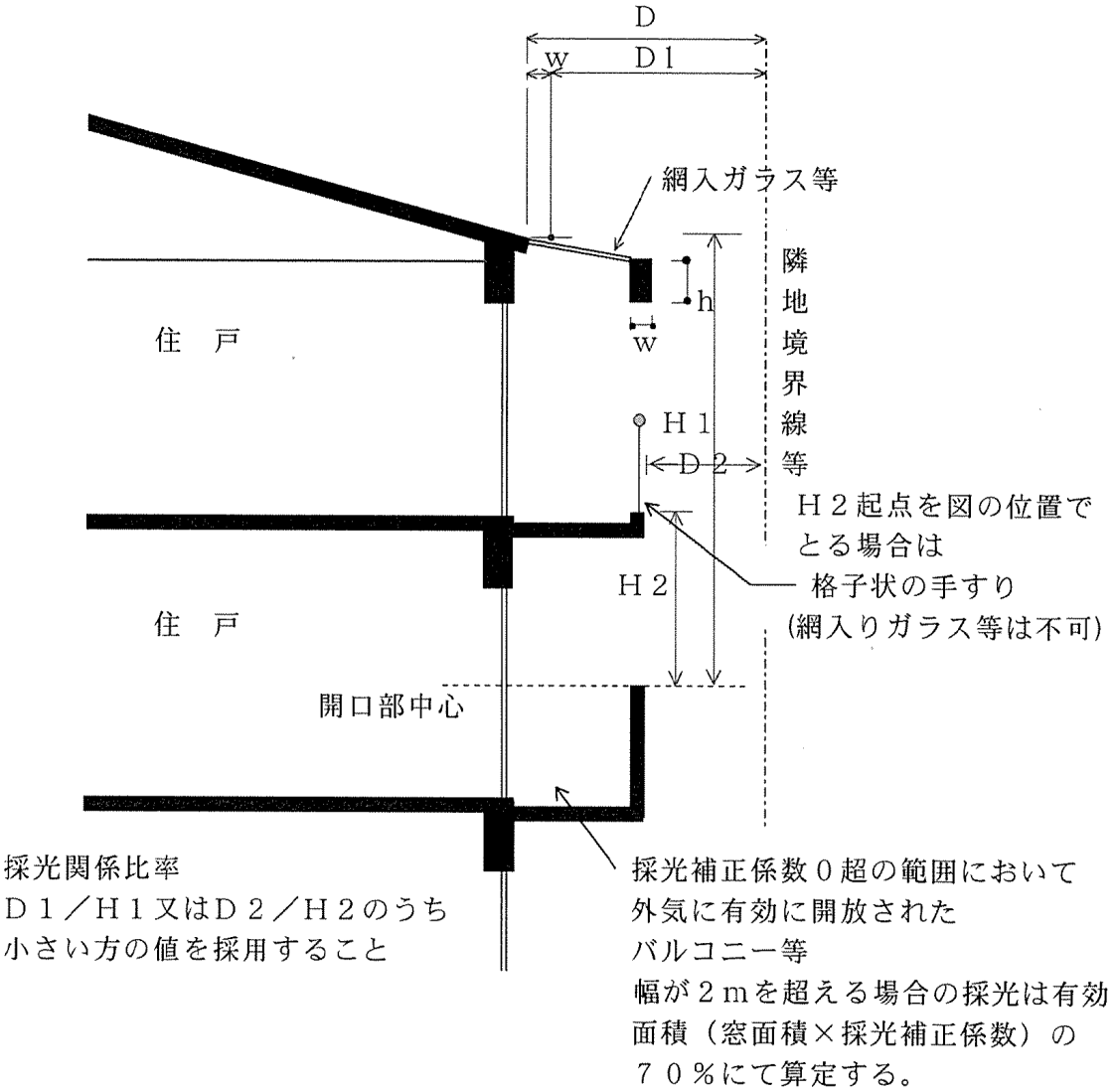

備　考	

単	32	問合せ先：建築審査課（711-4577）

ガラスブロックの２重使用部分からの採光について

関係条文等	令第20条
実施年月日	H10.6（作成）

ガラスブロックの２重使用（ツインガラスブロック）部分からの採光は、有効面積（ガラスブロック面積×採光補正係数）の70%にて算定する。

備　考	

単	33	問合せ先：建築審査課（711-4577）

屋外廊下と住戸の間に吹抜けを有する共同住宅の有効採光の取扱い

関係条文等	令第20条
実施年月日	H10.6（作成）

屋外廊下と住戸の間に吹抜けを有する共同住宅において、屋外廊下側に面する居室の採光補正係数に乗ずる窓面積は下図のように取扱う。

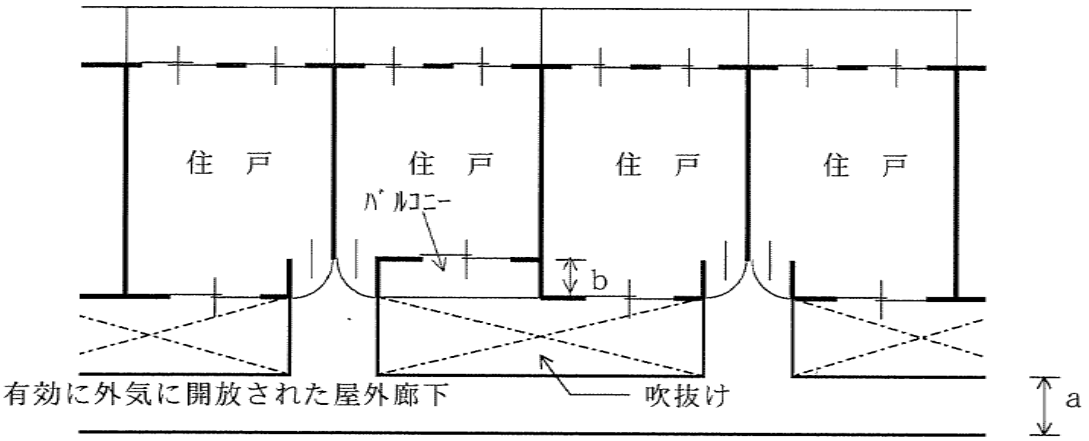

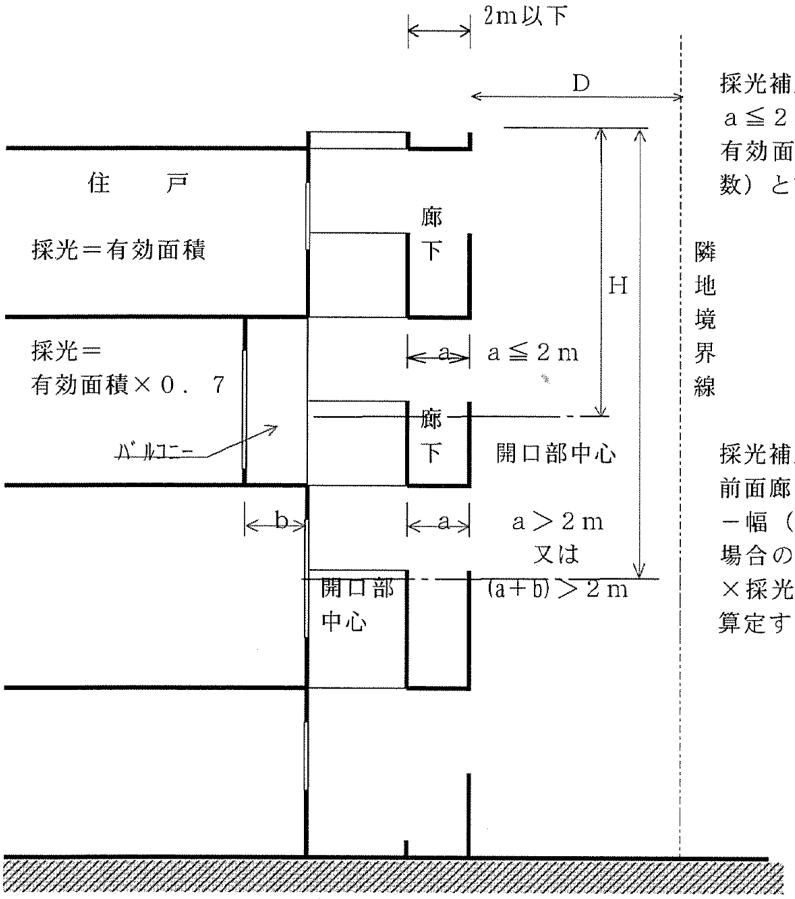

採光補正係数０超の範囲において
ａ≦２．０ｍの場合の採光は
有効面積（窓面積×採光補正係数）とする。

採光補正係数０超の範囲において
前面廊下の幅ａ又は廊下幅＋ﾊﾞﾙｺﾆｰ幅（ａ＋ｂ）が２ｍを超える
場合の採光は有効面積（窓面積
×採光補正係数）の７０％にて
算定する。

備　考	

単	34	問合せ先：建築審査課（711-4577）　建築指導課（711-4575）

倉庫等の出入口と道路の関係について

関係条文等	福岡市建築基準法施行条例第 34 条第２項
実施年月日	H10.6（作成）H19.10（改正）

市条例第34条第２項の規定では、同第32条で設ける空地は同第30条第３項の規定を準用することとなっているが、平面的に下図の空地を最低限確保することにより、交通安全上支障がないものとして、同第30条第３項の準用は、高さに関する規定を除くものとする。

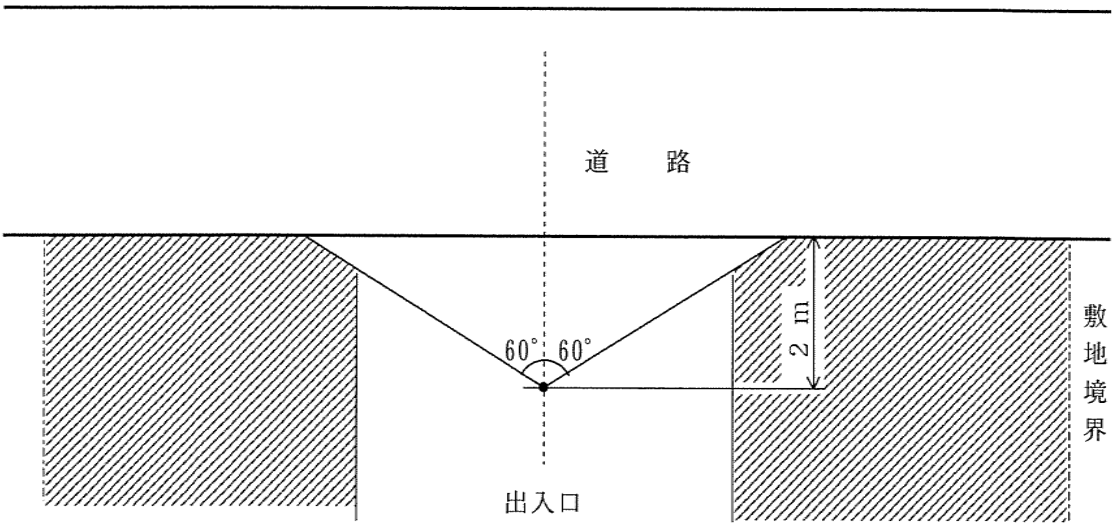

道路境界線から２ｍ後退した位置で左右60°以上道路を見通すことができれば交通安全上支障ないものとして、３ｍの制限を適用しないものとする。

備　考	

単	35	問合せ先：建築審査課（711-4577）

練積み造擁壁基準(1/2)

関係条文等	
実施年月日	H10.6（作成）H24.4（改正）R7.4（改正）

間知石練積み造擁壁及びその他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ等に応じて適切に設計すること。ただし、地上高さは、5.0mを限度とする。

1．練積み造擁壁は、構造計算により安全を確かめた場合を除き、下表によること。
2．練積み造擁壁は、組積材と裏込コンクリートが一体となるように施工すること。
3．組積材は、間知石が、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に基づき認定されたコンクリートブロック等を使用すること。
4．がけ又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部のがけ又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分に注意する。

土質別の練積み造擁壁　　特記なき限り最低値を表示

土質		擁壁					
		勾配	高さ（A）	下端部厚（B）㎝	上端部厚（C）㎝	根入れ（D）㎝	裏込下端厚（E㎝
第一種	岩 岩屑 砂利又は 砂利交じり砂	70度を超え75度以下	H≦２m	４０	４０	３５	
			２m＜H≦３m	５０	〃	４５	６０
		65度を超え70度以下	H≦２m	４０	〃	３５	６０
			２m＜H≦３m	４５	〃	４５	６０
			３m＜H≦４m	５０	〃	６０	８０
		65度以下	H≦３m	４０	〃	４５	６０
			３m＜H≦４m	４５	〃	６０	８０
			４m＜H≦５m	６０	〃	７５	１００
第二種	真砂土 関東ローム 硬質粘土 その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	H≦２m	５０	〃	３５	６０
			２m＜H≦３m	７０	〃	４５	６０
		65度を超え70度以下	H≦２m	４５	〃	３５	６０
			２m＜H≦３m	６０	〃	４５	６０
			３m＜H≦４m	７５	〃	６０	８０
		65度以下	H≦２m	４０	〃	３５	６０
			２m＜H≦３m	５０	〃	４５	６０
			３m＜H≦４m	６５	〃	６０	８０
			４m＜H≦５m	８０	〃	７５	１００
第三種	その他の土質	70度を超え75度以下	H≦２m	８５	７０	４５	
			２m＜H≦３m	９０	〃	６０	
		65度を超え70度以下	H≦２m	７５	〃	４５	
			２m＜H≦３m	８５	〃	６０	
			３m＜H≦４m	１０５	〃	８０	
		65度以下	H≦２m	７０	〃	４５	
			２m＜H≦３m	８０	〃	６０	
			３m＜H≦４m	９５	〃	８０	
			４m＜H≦５m	１２０	〃	１００	

※１　上端及び下端部分の厚さは組積材の控長と裏込めコンクリートの厚さの和をいう。
　２　地盤等の状況により、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎を増設すること。また、杭打ち等の措置もあわせて行うこと。
　３　裏込材下端厚（E）は60ｃｍ以上若しくは擁壁高さの20%のいずれか大きい方の数値以上とする。

備考	

単	35	問合せ先：建築審査課（711-4577）

練積み造擁壁基準(2/2)

関係条文等	
実施年月日	H10.6（作成）H24.4（改正）R7.4（改正）

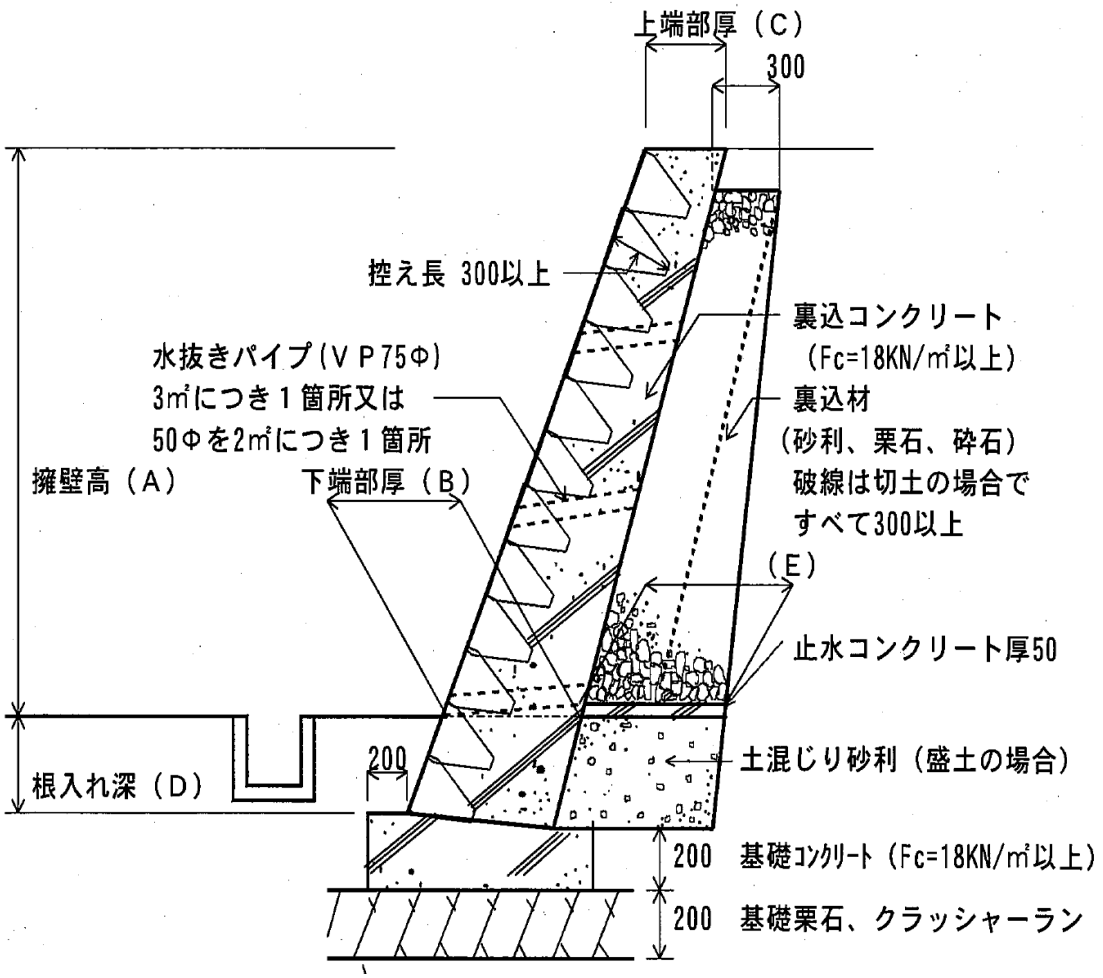

※裏込材下端厚（E）は60ｃｍ以上若しくは擁壁高さの20%のいずれか大きい方の数値以上とする。(破線は切土の場合で等厚)
数値の単位は、特記なき限りｍｍとする。

備　考	

単	36	問合せ先：建築審査課（711-4577）

ＣＢ塀（土留め含む）基準

関係条文等	令62条の８　参考：ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ塀設計基準・同解説
実施年月日	H16.5（作成）H28.10（改正）H31.4（改正）

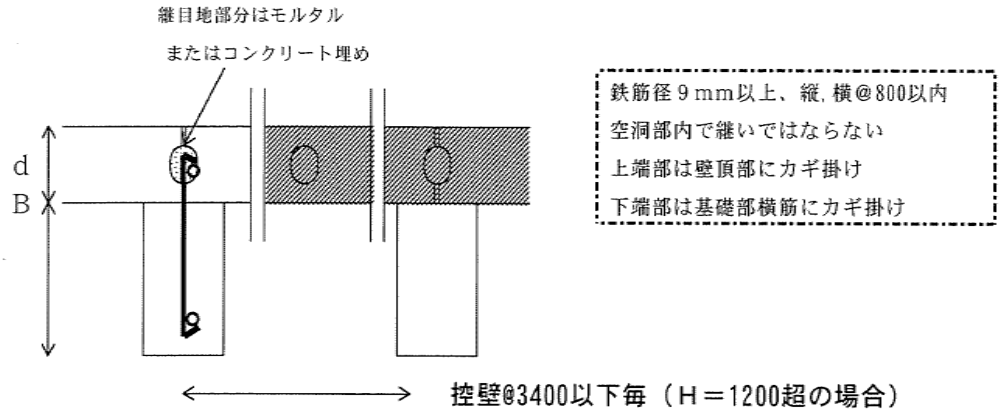

新設ＣＢ土留め基準

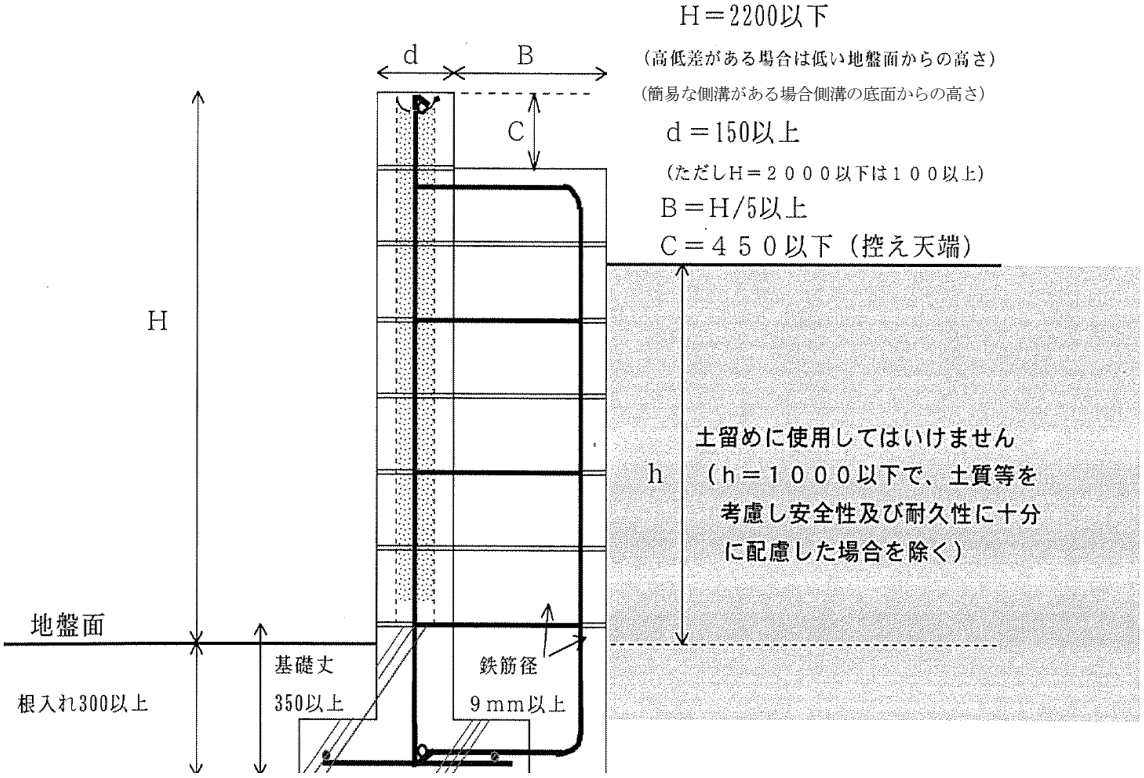

○基礎丈及び根入れについてはH=1200超の場合とする

○ブロック塀の端部から80cm以内は、控壁または控柱により補強する。(但し、控壁を要する場合に限る)

○笠木ブロックを設ける場合は、縦筋を壁頂横筋にかぎ掛けまたは空洞部内に定着すること。

備　考	

単	37	問合せ先：建築審査課（711-4577）

既存の混構造擁壁改善基準・既存 CB 土留め基準

関係条文等	
実施年月日	H16.5（作成）　H31.4（改正）

既存の混構造擁壁改善基準

既存の混構造擁壁をやむを得ず使用する場合に限り以下の基準まで改善すること。
また、擁壁に対してＣＢ等を使用した更なる盛土は認めない。

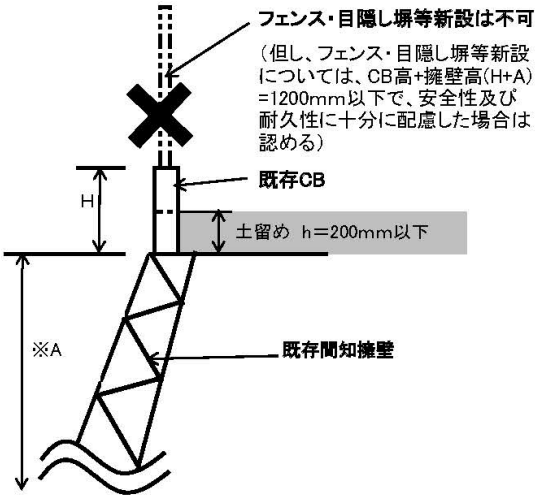

間知擁壁※A≦5000mm
CB高さ　H ≦ 400mm
土留め高さ　h ≦ 200mm

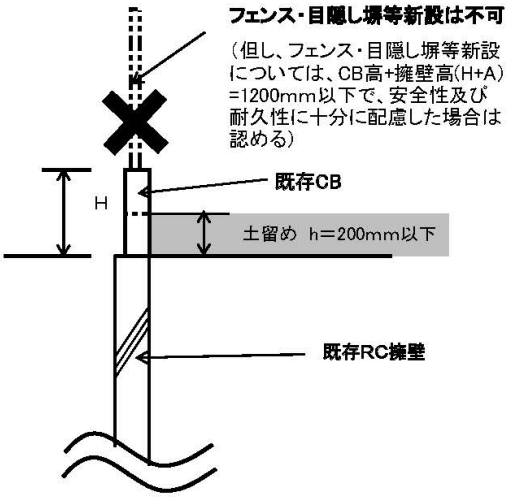

CB高さ　H ≦ 400mm
土留め高さ　h ≦ 200mm

既存CB土留め基準

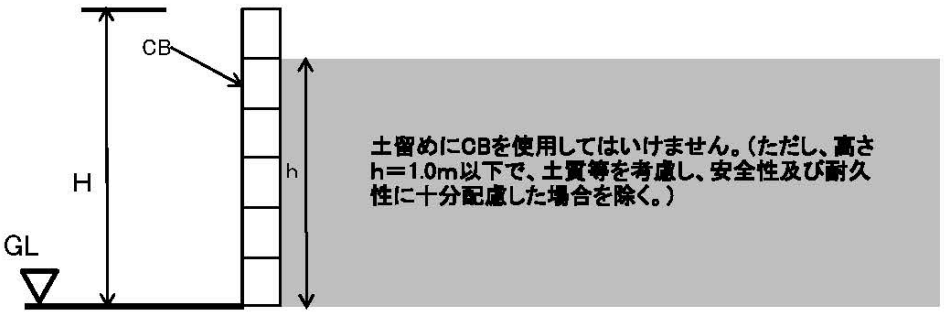

CB高さ　H ≦ 1.2m
土留め高さ　h ≦ 1.0m

※但し、基礎丈や控壁等を確認し、構造計算等で安全性を確認できた場合のみ、ＣＢ高さＨ≦2200ｍｍまで認める。